

埼例規第46・暴対

平成12年 5月29日

埼玉県警察本部長

暴力団等及び暴力団関係者の認定等基準の制定について（例規通達）

（概要）

本通達は、暴力団等の実態解明を効果的に推進するため、

- 暴力団、暴力団員等の認定基準
- 暴力団、暴力団員等の認定資料の作成

等について定めている。